

# 大分県国際農友会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、大分県国際農友会（以下「本会」）と称し、事務所を大分県新規就業・経営体支援課におく。

(構成)

第2条 本会は、農業研修生、農業実習生及び短農生等として、海外で先進農業を体験した帰国青壮年及びこれらの制度で派遣されるもので、大分県内に在住するものをもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、海外に派遣された経験を有する農村青壮年が派遣先において習得した農業の諸体験を生かし、地域農業振興と豊かな農家生活の確立に寄与するため、国内外の農家及び関係者との相互理解と提携を深めるとともに、会員の資質の向上及び会員同士の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行なう。

- (1) 農村青壮年の海外派遣事業
- (2) 農村青壮年の資質向上のための研修
- (3) 会員の親睦に関する事項
- (4) 他の機関、団体との連携に関する事項
- (5) その他、目的達成のために必要な事項

(加入脱退)

第5条 会員は、本会規則第2条によりその資格を有するもので、本会加入金（10,000円）の納入者とする。但し、2年以上年会費納入のない者は準会員とする。なお、会員は本会を脱退しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

(機関)

第6条 本会に下記の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(議決機関)

第7条 総会は、会の最高の議決機関であって、正会員をもって構成し、過半数の出席をもって成立する。毎年1回定期に開催する。

第8条 会員の3分の1以上の要求があり、また、役員が必要と認めた時は、会長は臨時に総会を開かなければならない。

第9条 すべての会議は、会長がこれを招集し、総会を除いてはその議長となる。総会の議長はそのつど会員の中から選出する。

第10条 総会は、本会の予算、決算その他必要な事項を審議する。

第11条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であって会長、副会長、事務局長、総務部長、理事、事業部長、企画部長、青年部長をもって組織する。役員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、本会の運営に関する事項を審議決定する。

第12条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

(役職員)

第13条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	3名
事務局長	1名	事務局次長	1名
総務部長	1名	総務副部長	1名
理 事	任意の数	副 理 事	任意の数
事業部長	1名	事業副部長	1名
企画部長	1名	企画副部長	1名
青年部長	1名	青年副部長	1名
監 事	2名		

(役職員の任務)

第14条 役職員の任務は、下記のとおりとする。

- (1) 会長は、会を統括する。副会長は、会長を補佐し会長に事故在るときは代行する。事務局長は会長の命を受け企画立案並びに執行業務の調整にあたり、事務局次長は事務局長を補佐する。
- (2) 理事は、重要事項の審議決定に参加すると共に各ブロックを総括し、副理事と共にブロック連絡網を構成する。総務部長は理事のブロック活動を総括する。尚、円滑な組織活動の為に、県内を任意の数の地区ブロックに分け、その活動にあたることとする。
- (3) 事業部長は、組織の事業活動を率先し、企画部長は、組織活動を企画創造すると共に事業部長と協力して実施運営を行う。青年部長は、若手会員を総括し新規研修生の発掘を率先すると共に、若手会員相互の連携と親睦とを図る。
- (4) 監事は、会の会計を監査する。

(役職員の選出)

第 15 条 役職員の選出は、下記のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、監事は役員会で推薦し、総会において承認を受けるものとする。
- (2) 総務部長は、各ブロック総括の中から会長が委嘱する。
- (3) 理事、副理事は、各地区ブロックより 1 名ずつを互選する。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(役職員の任期)

第 17 条 役員任期は、2 年目の総会までとし、再選は妨げない。ただし、任期中に欠員を生じた場合には、役員会で推薦する。この場合任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第 18 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充当し、年会費は一口 5, 0 0 0 円とし、納入口数は会員の任意とする。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 20 条 本会に下記の帳簿を備える。

- (1) 会員の名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 基金台帳

(附則)

この会則にない事項は、役員会で定める。

この会則は、昭和 6 1 年 5 月 1 0 日一部改正

この会則は、昭和 6 3 年 6 月 1 0 日一部改正

この会則は、平成 9 年 6 月 9 日一部改正

この会則は、平成 2 7 年 7 月 1 1 日一部改正

この会則は、平成 2 8 年 5 月 7 日一部改正

この会則は、平成 3 1 年 4 月 2 0 日一部改正

この会則は、令和 2 年 5 月 3 0 日一部改正